



「恭仁宮跡」の特別史跡への指定について（報告）

令和 8 年 1 月 20 日
文化財保護課

国の文化審議会は、国史跡の指定等について令和 7 年 12 月 19 日（金）に答申を行いました。このうち、京都府内では下記の 1 件が新規指定される予定となりましたので、報告します。

なお、今回の指定答申をうけ、京都府内の特別史跡は 4 件となります。

記

1 特別史跡の指定 1 件

くにきゅうせき やましろうこくぶんじあと
恭仁宮跡（山城国分寺跡）〔奈良時代〕

所在地：木津川市加茂町岡崎考 1 番 1 ほか

指定面積：281, 401. 84 m²

概要：天平 12 年（740）に聖武天皇が遷都を宣言し、以後 3 年 3 ヶ月
営まれた宮都。平城遷都後に大極殿が山城国分寺に施入された。
大極殿基壇や国分寺の七重塔基壇が残り、発掘調査により朝堂院
や 2 つの内裏相当の区画等が見つかった。国分寺建立の詔や
墾田永年私財法など、重要な法令が出された宮跡であり、古代宮
都の変遷やあり方を伝えるきわめて重要な遺跡である。

指定件数：史跡の特別史跡指定のため、史跡総数の件数増とはならない
（府内史跡総数 148 件の内、特別史跡は 4 件、特別名勝は 14 件）

2 参考（京都府内の特別史跡）

- ・ 鹿苑寺（金閣寺）庭園
＜大正 14 年史跡・名勝指定、昭和 31 年特別史跡・特別名勝指定＞
- ・ 慈照寺（銀閣寺）庭園
＜大正 14 年史跡・名勝指定、昭和 27 年特別史跡・特別名勝指定＞
- ・ 醍醐寺三宝院庭園
＜昭和 2 年史跡・名勝指定、昭和 27 年特別史跡・特別名勝指定＞



特別史跡 恭仁宮跡全景（京都府教育委員会撮影）



特別史跡 恭仁宮跡大極殿跡発掘調査状況（京都府教育委員会撮影）